

告示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年五月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十七日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小川 裕 嗣

越谷野田線	路線名
北葛飾郡松伏町大字田島字中東六五一番一地从先から同郡同町大字田島字中東四五四番一地先まで	供用開始の区間
令和七年六月一日 十五時〇〇分	供用開始の期日
令和六年三月一九日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三号及び令和七年五月二十七日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第七号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長三九四・〇メートル	備考